

定 款



一般社団法人群馬県防犯設備協会

一般社団法人群馬県防犯設備協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、一般社団法人群馬県防犯設備協会と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を群馬県桐生市に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、社員相互の緊密な連絡及び群馬県関係各機関・団体との連携により、防犯設備の健全なる普及促進に関する活動を行い、もって群馬県が展開する総合的な防犯活動の一翼を担い、安全・安心なまちづくりに貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯設備等の設置及び性能等に関する調査及び研究
- (2) 防犯設備等の設置及び維持管理に関する広報啓発
- (3) 防犯相談及び防犯診断の実施
- (4) 優良防犯設備業者の紹介
- (5) 警察等が推進する地域安全活動への参画
- (6) 関係官庁及び関係団体等との連絡及び調整
- (7) 防犯設備等の販売
- (8) 防犯に関する教育等の実施並びに情報又は資料の収集及び提供
- (9) 福利厚生に関する事業
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第6条 本法人は、本法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 本法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。



- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

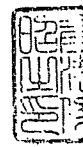
第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項



(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

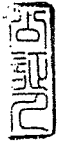
第27条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第28条 本法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本法人に功労があった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本法人の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に対して意見を述べる。



第5章 理 事 会

(構 成)

第29条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、副会長が、会長及び副会長がともに欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、他の理事が招集する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第34条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第37条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)



第38条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 基 金

(基金の募集)

第39条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第40条 本法人の基金は、本法人が基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

2 拠出者より払込み又は給付のあった基金は、当該拠出者からの預金とし、この定款の定めに従って拠出者に返還される。

3 基金の返還に係る債権には利息を付さない。

4 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を理事会の承認なしに他に譲渡し又は担保に供してはならない。

5 基金の拠出者は、本法人の運営につき議決権その他の権限を有するものではない。

6 基金の拠出者は、本法人の社員たる地位を兼ねることができる。

(基金の返還手続)

第41条 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議の上、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

附 則

1 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

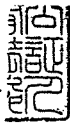
2 本法人の設立初年度の事業年度は、第34条（事業年度）の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

3 本法人の設立時の役員は、第22条第1項及び第2項の規定にかかわらず、以下のとおりとし、その任期は、第25条（役員の任期）第1項及び第2項の規定にかかわらず、最初の定時社員総会の終結時までとする。

設立時理事 群馬県佐波郡玉村町大字福島1057番地16
今井孝夫

設立時理事 群馬県高崎市石原町1580番地10
栗原信幸

設立時理事 群馬県桐生市相生町1丁目164番地の5
鵜川詔八



設立時理事 群馬県前橋市文京町二丁目6番26号
関口信吾

設立時代表理事 関口信吾

設立時監事 群馬県前橋市朝倉町三丁目40番地14
東宮健次

4 本法人の設立時の社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

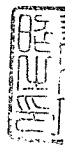
設立時社員 群馬県前橋市大渡町二丁目1番地の5
群馬総合ガードシステム株式会社
代表取締役 川崎 弘

設立時社員 群馬県高崎市昭和町17番地6
株式会社サン設計事務所
代表取締役 栗原 信幸

設立時社員 群馬県桐生市相生町一丁目164番地の5
株式会社アイブレイン
代表取締役 鵜川 詔八

設立時社員 群馬県桐生市相生町二丁目316番地1
株式会社オージーシステム
代表取締役 関口 信吾

5 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。



以上、一般社団法人群馬県防犯設備協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年12月25日

設立時社員 群馬県前橋市大渡町二丁目1番地の5
群馬総合ガードシステム株式会社
代表取締役 川崎 弘



設立時社員 群馬県高崎市昭和町17番地6
株式会社サン設計事務所
代表取締役 栗原 信幸



設立時社員 群馬県桐生市相生町一丁目164番地の5
株式会社アイブレイン
代表取締役 鵜川 詔八



設立時社員 群馬県桐生市相生町二丁目316番地1
株式会社オージーシステム
代表取締役 関口 信吾





登簿平成21年第21号

この定款の設立時社員群馬綜合ガードシステム株式会社代表取締役川崎弘ほか2名の代理人兼設立時社員株式会社オージーシステム代表取締役関口信吾は、当職の面前で、全設立時社員が各自の記名押印を自認している旨を陳述した。



よって、これを認証する。

平成21年12月25日、当職役場において

群馬県前橋市本町一丁目3番6号

前橋地方法務局所属

公証人

有満俊昭

